

# 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

令和5年1月1日以降

## (1) 一戸建ての住宅

区分	建築物の延べ面積※2※3	認定申請手数料(円)※4	変更認定申請手数料(円)※5
登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による技術的審査等がある場合※1		5,000	2,500
その他の場合(技術的審査なしの場合)	誘導仕様基準による場合	200㎡未満	8,500
		200㎡以上	9,500
	その他の場合	200㎡未満	17,000
		200㎡以上	18,500

## (2) 共同住宅等

区分	建築物の延べ面積※2※3※6	認定申請手数料(円)※4	変更認定申請手数料(円)※5
登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による技術的審査等がある場合			
300㎡未満		10,000	5,000
300㎡以上2,000㎡未満		20,000	10,000
2,000㎡以上5,000㎡未満		44,000	22,000
5,000㎡以上		78,000	39,000
その他の場合(技術的審査なしの場合)	誘導仕様基準による場合	300㎡未満	16,000
		300㎡以上2,000㎡未満	28,000
		2,000㎡以上5,000㎡未満	101,000
		5,000㎡以上	152,000
	その他の場合	300㎡未満	67,000
		300㎡以上2,000㎡未満	112,000
		2,000㎡以上5,000㎡未満	191,000
		5,000㎡以上	273,000
		300㎡未満	33,500
		300㎡以上2,000㎡未満	56,000

## (3) 非住宅建築物

区分	建築物の延べ面積※2※3	認定申請手数料(円)※4	変更認定申請手数料(円)※5
登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による技術的審査等がある場合			
300㎡未満		10,000	5,000
300㎡以上1,000㎡未満		16,000	8,000
1,000㎡以上2,000㎡未満		26,000	13,000
2,000㎡以上5,000㎡未満		78,000	39,000
5,000㎡以上10,000㎡未満		124,000	62,000
10,000㎡以上25,000㎡未満		156,000	78,000
25,000㎡以上		195,000	97,500
その他の場合(技術的審査なしの場合)	モデル建物法	300㎡未満	42,500
		300㎡以上1,000㎡未満	54,000
		1,000㎡以上2,000㎡未満	71,000
		2,000㎡以上5,000㎡未満	115,000
		5,000㎡以上10,000㎡未満	150,000
		10,000㎡以上25,000㎡未満	180,500
		25,000㎡以上	211,500
	標準入力法等	300㎡未満	110,500
		300㎡以上1,000㎡未満	138,500
		1,000㎡以上2,000㎡未満	179,000
		2,000㎡以上5,000㎡未満	255,500
		5,000㎡以上10,000㎡未満	314,500
		10,000㎡以上25,000㎡未満	371,500
		25,000㎡以上	424,000

## (4) 複合建築物

複合建築物については、住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が1である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして算定した手数料の合計額とします。

## (5) 複数建築物

複数建築物の連携による取組の認定については、各建築物ごとに単独で申請があったものとそれぞれ見なして算定した手数料の合計額とします。

※1 法第35条第1項の基準に適合していることについて、登録建築物エネルギー消費性能判定機関等の技術的審査等を受け、適合証を添付して申請する場合となります。

※2 建築基準法上の延べ面積となります。

※3 増改築の場合で、棟全体で認定を申請する場合には、既存部分を含む床面積の合計となります。

※4 法第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

※5 法第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料【手数料は認定申請手数料の2分の1】

※6 共用部分を審査の対象から除く場合には、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積で算定します。